

令和4年 第11回

森町農業委員会  
定例総会議事録

## 令和4年第11回森町農業委員会定例総会議事録

開催日時	令和4年11月25日(金) 午前10時00分～午前10時30分					
開催場所	森町役場新棟1階 会議室					
出席委員 (11名)	議席	氏名		議席	氏名	
	1番	会長代理者	中坂宏道	13番	委員	河野芳之
	2番	委員	天池初穂	14番	〃	甲田直嗣
	5番	〃	皆川毅	15番	会長	猪子和博
	7番	〃	瀨野秀雄			
	8番	〃	石嶋仁			
	9番	〃	中村芙美			
	10番	〃	高瀬幸巳			
	12番	〃	宮本秀逸			
欠席委員 (3名)	4番	委員	梶谷高夫			
	6番	〃	石澤良則			
	11番	〃	佐橋悟			
議事録署名委員	7番	瀨野秀雄		8番	石嶋仁	
農業委員会事務局職員	事務局長	寺澤英樹		事務局次長(兼)庶務係長	島野結花里	
	庶務係主事	中嶋冬輝				
その他の出席者						
議事日程	別紙					
会議の経過	別紙					

## 議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	活動報告
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
日程第 5	議案第 2 号 農用地利用集積計画（賃貸借）について
日程第 6	議案第 3 号 荒廃農地全体調査の B 分類農地の非農地判断について

<p>会議の経過</p>	<p>皆さん、おはようございます。ご出席いただきましてありがとうございます。8日には、令和4年度地区別農業委員研修会、また、10日には農地パトロール、どうもご苦労様でした。ウクライナ情勢や円安の影響により、生産資材・肥料価格の高騰を受け、農業系を圧迫しております。また、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、引き続き感染予防をお願い致します。</p> <p>本日は、4番梶谷委員・6番石澤委員・11番佐橋委員より欠席届が出ておりますが、定足数に達しておりますので、これより令和4年第11回森町農業委員会定例総会を開催したいと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。それでは早速議事に入っていきたいと思っております。</p> <p>日程第1「会期の決定」についてでございますが、会期につきましては本日1日限りとしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p><b>【全員異議なしの声】</b></p> <p>本日限りを会期と致します。</p> <p>日程第2「議事録署名委員の指名について」、今回の議事録署名委員については、7番瀬野委員・8番石嶋委員にお願いしたいと思います。現地調査の報告は、10番高瀬委員にお願い致します。</p> <p>続きまして、日程第3「活動報告」でございますが、事務局より報告をお願い致します。</p> <p>はい、それでは活動報告致します。委員会及び事務局の活動報告であります。11月8日、令和4年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が北斗市で開催され、農業委員7名及び事務局1名が出席しております。11月10日、令和4年度農地パトロールを農業委員10名及び事務局2名で実施しております。11月18日、各申請等に伴う現地調査を瀬野委員、石嶋委員、高瀬委員、事務局にて実施しております。活動報告は以上でございます。</p>
<p>15番猪子会長 (以下「議長」)</p>	
<p>議長</p>	
<p>事務局長</p>	

<p>議 長</p>	<p>活動報告につきましては以上ですが、私から、11月8日・令和4年度地区別農業委員研修会について、簡単に報告したいと思えます。</p> <p>これまで、人・農地プランの策定は法定化されていませんでしたが、農業経営基盤強化促進法の改正が令和4年5月に成立し、令和7年3月までに各地区においては、人・農地プランが法定化により、地域計画を策定することが定められました。簡単ですが、報告を終わります。</p> <p>続きまして、日程第4・議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約について」を上程致しますので、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、ご説明いたします。このことについて、下記のとおり提出があった合意解約通知の成立状況の確認について審議を求めます。</p> <p>番号1、貸し手が*****・*****、借り手が*****・*****、土地の所在地は*****外7筆、地目は公簿は*****・*・**が田、それ以外は全て畑、現況は全て田で、面積は8筆合計28,697㎡でございます。期間は、農地利用集積計画による5ヶ年の賃貸借として、令和3年3月1日から令和8年2月28日まで継続中ですが、令和4年10月26日付で合意解約が成立したもので、土地の引渡日は同日10月26日でございます。6ページに別紙写1を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上、宜しくご審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1については、よろしいでしょうか。</p> <p><b>【全員異議なしの声】</b></p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>続きまして、番号2について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは番号2の説明を致します。貸し手が*****・*****・*****、借り手は番号1と同様でございます。土地の所在地は*****、地目は公簿・現況ともに田で、面積は9,040㎡でございます。期間は、農地利用</p>

	<p>集積計画による5ヶ年の賃貸借として、令和3年3月1日から令和8年2月28日まで継続中ですが、令和4年10月26日付で合意解約が成立したもので、土地の引渡日は同日10月26日でございます。8ページに別紙写2を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりましたので、ご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【全員異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>議案第1号につきましては、原案のとおり決定致します。</p> <p>続きまして、日程第5・議案第2号「農用地利用集積計画（賃貸借）について」を上程致します。事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局長	<p>はい、ご説明いたします。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、利用権設定の可否について審議を求めます。</p> <p>番号1、土地の表示、*****、地目は公簿が全て畑、現況が面積11,100㎡分が畑、4,935㎡分が田で合計16,035㎡でございます。利用権を設定する者（貸主）は*****・*****、利用権の設定を受ける者（借主）は*****・*****、期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3ヶ年の再設定、年間貸付料は畑が反当り5,000円、田が反当り3,000円でございます。所在地につきましては資料1を、調査書は9ページの別添1をご参照願います。</p>
議 長	<p>以上、宜しくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたので、現地調査の報告を高瀬委員よりお願い致します。</p>
10番 高瀬委員	<p>はい。18日の日に、現地調査をして参りました。瀬野委員・石嶋委員・私と事務局2名です。この場所につきましては、*****でありまして、水田とハウスが建っておりまして、きちんと管理されております。また、「再設定」なので、全く問</p>

<p>議 長</p>	<p>題ないと思いますので、ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。現地調査の報告が終わりましたので、ご意見を伺います。いかがでしょうか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。議案第2号につきましては、原案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、日程第6・議案第3号「荒廃農地全体調査のB分類農地の非農地判断について」を上程致します。尚、お手元にですね、農地パトロールの資料があると思いますが、そちらを参照していただきたいと思います。尚、説明につきましては、事務局の方から番号1より順次説明していきますので、判断していただければと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第3号についてご説明いたします。このことについて、本年度農地パトロールにおいて調査しました農地に関し、非農地判断について審議を求めます。先月の総会の中でも説明しましたが、農水省の方からB分類について非農地判断しなさいということで、今年も農地パトロールを実施しました。今回は農地台帳システムの現況地目を農地以外にするということで、非農地判断をしていただきたいと思います。ただですね、資料にもありますように、農用地区域になっているところもございます。農用地区域については、農業振興地域に関するガイドラインの中に、「非農地と判断された土地についても、農用地区域から除外せず残しておくことが適当である。」と書かれておりますので、その辺も考慮していただいて判断していただきたいと思います。それでは順番にですね… あ、会長の方から1筆ずつお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。今、事務局より荒廃地の関係について説明ありましたがけれども、ここでですね、現地調査した時の、ここに書いてます1番からですね、11番まで所有者・*****、のところを判断したいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>…また、先程も若干説明ありましたが、再生利用困難な農地・B分類ということで、利用されておらず荒廃度が重度、重機を</p>

	<p>使用しなければ到底復旧できない又は農地としての価値がない。また、林野化しており農地に復元するのがかなり困難なものがB分類っていうことであります。定義はそうですけれども、あとは農業委員の皆さんの判断で決めていただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
7番 瀬野委員	いいですか。
議 長	はい、瀬野委員。
7番 瀬野委員	今言った土地これ、前から何回か見に行った土地なんだけども、これ振興地域に入ってるんですか。
事務局	いや、この資料の中に「農用地」って書いてる欄がありますね。そこに○印ついてるのが農用地区域になってます。ですから今の駒ヶ岳は、入ってないです。
7番 瀬野委員	これは、名義変更すればいいってことでしょ。
事務局	…「現況地目の変更」っていうことで。
7番 瀬野委員	つまりは。
事務局	そうです。…登記上は変わりませんから、畑で。ただ、農地台帳システムの方の現況地目を農地「畑」から、「原野」か「山林」… 山林まではいってませんでしたね、ここね。…に変えるという、その非農地判断っていうことなので。
7番 瀬野委員	変えた方がいいと思うんだけども…
事務局	あ、わかりました。
事務局長	「原野」…
事務局	「原野」ですかね、あそこ… 農地ではないっていうことであれば「原野」か、「雑種地」… その辺を…
8番 石嶋委員	木ばかりだら「山林」になるべ。
事務局	木原でもなかったんですけども…
議 長	あその場所は、外側が道路のすぐそば山林になっておりまして、中の方は今言ったように「原野」ともとれるし、「山林」ともとれるので、微妙なところですけども、まあ非農地というのは間違いないんですけども、あえていうと「原野」かなって私自身は思いますけど、皆さんにも判断をお願いしたいと思います。

7番 瀬野委員 事務局	いいんじゃないの、「原野」でも。 「原野」でいいですか。
7番 瀬野委員 事務局	でも所有者不明なのに、できるのか。 え。
7番 瀬野委員 事務局	所有者不明でしょう。 あくまでも農地台帳の現況地目なので、登記簿上はまだその まま「畑」で、所有者はこの方です。
事務局長 事務局	あくまでも台帳上の話… そうです、台帳上の話で、はい。
事務局長 事務局	登記が変わるわけではない。 ええ。
7番 瀬野委員 議 長	はい、わかりました。 ありがとうございます。今言ったように「原野」ということ で判断してよろしいでしょうか。
議 長	<b>【全員異議なしの声】</b> 番号1～11までは、「原野」ってことで判断したいと思いま すので、よろしくお願い致します。
事務局	続きまして、番号12・13について事務局より説明をお願 い致します。
議 長	ここも先程の****とも続いているところで、状況は同じで すので、同じ判断で宜しいかと思いますが、いかがでしょうか。 <b>【全員異議なしの声】</b>
事務局	はい、ここも「原野」ということで、非農地っていう判断で 決定したいと思います。 続きまして、番号14からですね… ちょっと***** *****ので、14～18番まで事務局よ り説明をお願い致します。
事務局	*****と… あ、番号14・15・16ですね、* *****のところは、*****の方に向かって右側入 っていったところで、皆さんも何回も見てるかと思うんですが、 状況はもう、「原野」と「山林」っていう感じなんです… た だですね、ここがまた農用地区域に入ってます。ですから状況

		<p>は非農地かと思われませんが、農用地なので…</p>
7番	瀬野委員	<p>これ… 先程は農地に、そういうところは振興地域に入っているのか農地にそのままっていうような…</p>
	事務局	<p>…っていうガイドラインは書いてます。</p>
7番	瀬野委員	<p>しかしこれ、見たとおりに「山林」でさ、農地として置いとくたって無理な話でねえの、これ…</p>
	事務局	<p>うん、であれば…</p>
7番	瀬野委員	<p>そこらへんどうなのよ…</p>
8番	石嶋委員	<p>遺産相続の絡みもあるべし… 現況が何回見ても、ますます木が大きくなってね、いる状態で… あれを農地に復元するってなるとね、これちょっと重機でも相当手間暇…お金もかかるっていうのであればね、いくら農用地に入ってもね、無駄足でないのかなって解釈… 俺自身は思うんですよね。</p>
	事務局	<p>遺産相続の関係はもう整理されてまして、今は****、****になっております。自分の所有してるところももちろんわかってます、状況もわかってます。仮に非農地と判断されて、台帳が「畑」じゃなくなっても、農用地区域は残るわけですよ。その際にはですね、農振の見直しっていうのが、まだちょっと先なんですけど、その農振の見直しの時に農政の方と協議しながら、現況がそうであれば、農振農用地区域から外していくっていうことになるかと思えます。今現に農地じゃないですよと判断されましたら、本来であれば、所有者から現況証明などを出して下さいっていうふうに勧めるんですが、現況証明出してきた際には恐らくもう、農地じゃないよっていう証明はできますけど、その証明出す際には、「ここは農用地区域になっているので、何かするあたり、許可が必要ですよ」という文書はつけて出しますけども、だから今は台帳の方を非農地にして、少し見直しが終わってから、現況証明出したらどうですかっていうような手順を踏んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	議長	<p>今、事務局から説明ありましたが、農用地区域であっても現況が非農地っていうことなんですけども、あと農用地区域内は農振</p>

	<p>の方の…農林課担当で、そちらで何年かおきに見直しをするってことですので、非農地ってということでは… 皆さん、どうでしょうか。</p>
7番 瀬野委員	見直しは何年に一回入るの。
事務局	<p>約10年くらい…っていうふうに聞いてたんですが… 前回は平成26年…ですね。あと、令和6年かそのくらいじゃないかと思えます、はい。…あと2年くらいですか、そのくらいです。</p>
8番 石嶋委員	ちょっと期間が長すぎるね…
7番 瀬野委員	<p>ここも、****も****も何回も見てんだよね。だからこれ、****時にさ、やってもらったらどうだ。…でないときねえべ。</p>
事務局長	<p>…いや、農林課サイドの方で、一応今の部分把握してですね、見直し時に反映するようにはします。ただ、やはり最終決定がですね、振興局の判断を仰がなきゃならないんですよ。恐らくそれが一団の農地とか、そういう判断もあるもんですから、そうすると、削った分をどこかで編入できないのかっていう話も出てくるもんですから、その部分の調整もしながらですね、次期の計画に反映していきたいと思えます。</p>
議長	<p>皆さん、ある程度意見がまとまったと思えますが、非農地っていう判断でよろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【全員異議なしの声】</b></p>
議長	ありがとうございます。
事務局長	<p>あれですね、「台帳上」をだから非農地にする。台帳だけです。</p>
事務局長	<p>農振に入ってますよーって、非農地なんだけど農振に入ってます、だから「農振の除外」と「非農地判断」とは別ですよってことになりますんで、そこだけちょっとご理解いただきたいと思えます。</p>
議長	<p>それでは、14～16番につきましては、非農地っていうことで判断したいと思います。</p> <p>続きまして、17番・18番、*****ですけれども、</p>

	事務局より説明をお願い致します。
事務局	…すみません、先程皆さんも、*****までの場所は何回も見てるとおっしゃってたので、ここ一括として考えていただければ、非農地っていう判断でいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
事務局長	そうですね、同じタイミングでね、やっぱり農振の見直しの関係もありますんで、非農地判断をいずれも「原野」でいいのかね、はたまた現況が「山林」であれば「山林」がいいのか、そこをね、やっぱり現地見ていただいた結果を色々議論していただければありがたいなと思います。
事務局	今、事務局長からも言われたとおり、現況地目の判断ですね。…17・18の*****のところ、現地行った方わかると思うんで、ここは現況どのようにしたらいいか…
議長	今、事務局からお話がありましたが、その点について皆さんからご意見とかありませんでしょうか。
事務局	…すみません、そしたら*****の方は、車から降りて見たところで、殆ど「原野」というか、「山林」まではいかないですけど、「原野」っぽくはなってましたが…
議長	…ここは非農地判断ということでよろしいでしょうか。
	<b>【全員異議なしの声】</b>
議長	そのようにします。続いて、番号19～29番までをまとめてやりたいと思いますが、よろしくお願い致します。では事務局から説明をお願い致します。
事務局	はい、では以下まとめて説明させていただきます。*****は*****っていうところで、もう皆さんご存知のとおり「山林」状態になってます。*****の外・*****のところは、あそこも一部「原野」っぽくなっておりましたが、長年状況は変わらずです。*****の外1筆・*****のところも変わらずに「原野」となっておりました。*****の*****の方は、現地までも行くこともできず、遠くから見るのと航空写真で判断させていただきました。

8番	石嶋委員	だって通る道もないもんね。
	事務局	はい、ないです。
	議長	…その他に何かご意見ありませんでしょうか。
		…皆さん、先程言ったように****はじめ、****だとか、何回か現地調査や農地パトロールで見ているところですので、非農地っていうことで判断してもよろしいでしょうか。
		【全員異議なしの声】
	議長	そのようにさせていただきます。では議案第3号につきましては…
	事務局	あ、すみません現況地目だけ確認したいんですけど。
	議長	すみません、農地台帳上の地目を、なかなか判断しづらいと思うんですけども、よろしくお願い致します。
12番	宮本委員	写真あるんでしょ。
	事務局	あ、あります。
12番	宮本委員	それを回してくれれば…
	議長	暫時休憩したいと思います。
		【暫時休憩】
	議長	暫時休憩を解きまして、総会を再開したいと思います。今皆さんに事務局の方から各地番の現況がわかる写真をお見せしたと思うんですけども、皆さんの方では「非農地」ということは間違いないんですけども、地目は「原野」っていうことでよろしいでしょうか、皆さん。
		【全員異議なしの声】
	議長	では再度確認しますが、番号1～29全部、農地台帳上は「原野」ということでよろしいでしょうか。
		【全員異議なしの声】
	議長	ありがとうございます。議案第3号につきましては、協議の結果「原野」ということで決定したいと思います。
		本日、付議された案件につきましては、全て原案のとおり可決致しました。これで令和4年第11回森町農業委員会定例総会を終了したいと思います。ありがとうございました。

	森町農業委員会規程第19条第2項の規定により署名する。 森町農業委員会会長 猪子 和博
議事録署名委員	
議事録署名委員	